



夏季死亡災害ゼロ101日運動通信

【運動期間：令和8年6月1日～令和8年9月9日】

令和8年
4月号

● 新年度の始まりには 十分な安全教育を



新年度が始まり、新入社員の入社、部署や係の変更・配置換え、立場の変更等、多くの人々が新しい環境になります。これから職業生活を進める新入社員や新しい業務に就く人には、初めの段階である「今こそ」、十分な安全衛生教育を行いましょ。労働災害は経験期間の浅い人に多い特徴があることにも留意しましょ。

必要な教育項目

- 一．有害性及びこれらの取扱い方法に関すること。
- 二．安全装置、有害物抑制装置又は保護具の性能及びこれらの取扱い方法に関すること。
- 三．作業手順に関すること。
- 四．作業開始時の点検に関すること。
- 五．当該業務に関して発生するおそれのある疾病の原因及び予防に関すること。
- 六．整理、整頓及び清潔の保持に関すること。
- 七．事故時等における応急措置及び退避に関すること。
- 八．前各号に掲げるもののほか、当該業務に関する安全又は衛生のために必要な事項

● 4月は熱中症対策の準備の時期です



準備期間 4月 にすべきこと

今年も、「STOP！熱中症クールワークキャンペーン」が始まる時期となりました。

4月は準備期間ですので、QRコードから実施要綱等をご確認いただき、本格的な夏季を迎える前に準備を整えておくようお願いします。

熱中症対策の考え方の基本は、

- ・STEP 1 暑さ指数の把握と評価
- ・STEP 2 測定結果に応じた対応

です。

そのためにはまずは計器の準備が必要です

(通風のよい屋外作業について天気予報を活用しても差し支えありませんが、可能であれば暑さ指数の実測が望まれます。)



● 治療と就業の両立支援

治療と就業の両立支援につきましてはこれまでガイドラインに基づき実施が望まれていましたが、令和8年4月1日からは法令(「労働施策の総合的な推進並びに労働者の雇用の安定及び職業生活の充実等に関する法律」)に基づく努力義務に格上げされて施行されます。また、これにあわせ、同日から「治療と就業の両立支援指針」が適用されます。



治療と仕事の両立支援ナビ

治療と就業の両立支援は労働者本人からの支援を求める申し出を端緒として取り

組むことが基本となりますが、申し出があってから困惑しないよう、衛生委員会などで対応の流れなどを話し合いましょ。また、周囲の理解・協力が必要になりますので、研修等により全ての労働者及び管理者の意識啓発にも取り組みましょ。

● 令和8年4月1日から変わる安全衛生管理

令和8年4月1日から次の安全衛生管理のルールが変わりますので、内容をご確認の上、ご対応をお願いします。



1. 個人事業者等の安全衛生対策の推進
 - ・混在作業場所における元方事業者等への措置義務対象の拡大
2. 化学物質による健康障害防止対策等の推進
 - ・営業秘密である成分に係る代替化学品名等の通知
3. 機械等による労働災害防止の促進
 - ・特定機械等の製造許可及び製造時等検査制度の見直し
4. 高齢労働者の労働災害防止の推進
5. 治療と就業の両立支援

近年の労働災害の特徴として「転倒災害が多いこと」「高齢労働者の発生が多いこと」の2つの特徴があります。

下記パンフレットは、今増えている転倒災害と腰痛災害に関しての社内で実施可能な取り組みとして、7つのステップを紹介しています。このうちのひとつで、**1日1回以上の下半身トレーニングの習慣化**を推奨しています。

皆さまの職場でもぜひ実践をお願いします。



STEP 6 体力の維持・運動の実施

～転倒対策編～

☑ 転倒対策には、下半身のトレーニングを1日1回以上実施する習慣を作りましょう。



❗ 膝痛がある人は無理に行わないようにしましょう

10回 × 3セット

太もも・お尻

前→後 片足5回
後→前 片足5回

股関節

すねの横

10秒 × 5回

- ① 右足のかかとを左足のつま先に乗せる
- ② 右足→前に押し出す
左足→右足の力に負けないようにつま先を起こす



ふくらはぎ

10回 × 3セット

- ① 足は肩幅に開く
- ② かかとを上げ下げする



「社内で実施可能な行動災害防止に向けた取り組み」

監修：位高駿夫【博士(スポーツ健康科学)・健康運動指導士】
※自分の体調に配慮し、無理をせず実施しましょう。

コピーして社内での利用が可能です

労働災害の発生状況

～ 令和7年発生分 ～

- ◆ 一関労働基準監督署管内で令和7年に発生した休業4日以上労働災害による死傷者数(新型コロナウイルス感染症によるものを除く)(翌年2月末現在速報値)は全産業において159人で、前年同期比で+8人となりました。
- ◆ 主な業種別では、製造業が49人(前年同期比+8人)、保健衛生業が20人(同+3人)、商業が19人(-2人)、建設業が18人(同-14人)、運輸交通業が15人(同+1人)などとなっています。
- ◆ 事故の型別では、「転倒」が45(同+5人)、「墜落、転落」が36人(同+4人)、「はさまれ、巻き込まれ」が13人(同-1人)などとなっています。
- ◆ 今年も年代が高いほど被災者が多い特徴に変化がなく、とくに**60代での発生が最も多い状況**となっています。

～ 令和8年発生分 ～

- ◆ 一関労働基準監督署管内で令和8年に発生した休業4日以上労働災害による死傷者数(新型コロナウイルス感染症によるものを除く)(2月末現在速報値)は全産業において18人で、前年同期比で-13人となりました。
- ◆ 事故の型別では、「**転倒**」が13人、「**交通事故**」が3人、「**墜落、転落**」と「**切れ、こすれ**」が各1人となっています。

労働災害事例 (2月把握分の一部)

- **【ビルメンテナンス業】** **転倒**
建物内の通路を歩行移動中、キャスター付き仕切り板の脚部で躓いて転倒した。(膝骨折)
 - **【社会福祉施設】** **転倒**
児童の支援中に立ち上がって移動しようとした際、ランドセルに躓いて転倒した。(肘骨折)
- 備考)このほか、積雪・凍結による転倒が多数と交通事故の発生などがありました。